

草津商工会議所 キラリエマルシェ in キラリエまつり 出店募集要項

1. 開催概要

6月13日(土)に開催されるキラリエまつりの協賛事業としてキラリエマルシェを小規模開催することが決定しました！キラリエまつりとは市民と行政が交流しまちづくり活動を推進する目的で設置された“キラリエ草津”にて「学んで」「見て」「つながる」をテーマに館内の入居者が中心となって様々な企画を行うイベントです。キラリエまつりの案内が近隣住民へ広報されますので集客効果も期待できます。当日も含め、お店の認知度向上による来客数の増加など、今後の販路拡大にもつながりますので、ぜひご出店ください。

2. 開催日時及び搬入搬出時間

- (1)開催日：令和8年6月13日(土)
- (2)搬入時間：9時から開始
- (3)開催時間：10時から14時まで
(キラリエまつりは15時まで実施しておりますので、延長となる可能性がございます。)
- (4)搬出時間：15時30分までに終了

3. 開催場所・備品

- (1)開催場所：キラリエ草津(草津商工会議所)プロムナード(1階正面玄関前屋根付き広場)
※出店配置は当日に草津商工会議所が指定します。

(2)備品：

販売台(W1200×D800×H743)：1台

テーブル用ロッド(H990・5kgまで荷重可能)：1本

椅子：1脚

- ・傷・汚れ等防止のため、販売台を覆う布を必ずご用意ください。
- ・店舗の案内ボード、値札、POP類、釣銭、
その他販売に必要な備品については、各自でご準備ください。



販売台・テーブル用ロッド参考

4. 出店者

中小・小規模事業者

※許認可が必要な事業者は、草津市内での営業が可能となる各種法規に基づく必要な手続きを行っていること(例：営業許可証)。各種届出等の手続きは、出店者の責任と負担で行ってください。

5. 出店店舗数

原則、10事業者

6. 出店対象

飲食・物品販売事業者のみ。キッチンカーでの出店も可能です。

但し、(1)草津市内に実店舗をもち日常的に営業を行っていること。

(2)キッチンカーで販売したものを日常的に実店舗で購入できること。

7. 出店料

3,000円

申込締切後の出店取止めについて、どのような事情があっても出店料は返金いたしません。

8. 搬入・搬出

- (1) 搬入・搬出は出店者ご自身で行っていただきます。
- (2) 搬入は当日9時から可能です。販売時間までに陳列等を完了させてください。
搬入出の際、JR草津駅側は閉鎖されますので草津大路こども園側より進入してください。
搬入後は草津商工会議所旧会館付近に臨時駐車場を設けますので、キラリエ草津の駐車場には停めないでください。
臨時駐車場の詳細につきましては決定次第ご連絡いたします。
- (3) 搬出は当日15時30分までに終了してください。
- (4) 宅配便など郵送での搬入、搬出はお受けすることができません。
- (5) 売れ残った販売品、ゴミなどは必ず持ち帰ってください。
- (6) 原則、出品物や備品はお預かりすることができません。各自でお持ち帰りください。
- (7) キッチンカー出店につきましては、個別に詳細をご連絡させていただきます。

9. PR

草津商工会議所は下記のとおり、当事業の宣伝を行います。

- (1) キラリエマルシェの開催案内データの作成。
- (2) 草津商工会議所HP、Facebook、Instagramにて開催案内と出店者紹介を行います。
- (3) キラリエまつり開催案内の配布等

出店者の皆様もホームページやSNSにて宣伝を行ってください。

10. 注意事項

- (1) 1階ミーティングルームを控室として設けます。休憩や荷物置きとしてご利用ください。
ただし、施錠はしておらずスペースも限られているため、貴重品の管理には十分ご注意ください。
たゞき、譲り合ってご使用ください。
- (2) 許可・認可が必要なものについては、その基準を満たしていること。
- (3) 出品物の関連法規等を遵守している商品以外の販売は認めません。
- (4) ブースでの商品の提供は、出店者が自ら行うものとします。
- (5) 電源の使用は可能ですが、電気使用量に限りがあります。使用する備品や電気使用量については予めお申し出ください。
- (6) 火気・発電機の使用は禁止します。
- (7) 決済方法について、現金決済以外にキャッシュレス決済など他の決済方法を併せて利用いただいても構いませんが、必要機材は出店者ご自身でご用意ください。
- (8) 待機客の列が生じた際には、他の出店者の障害にならないよう待機客を誘導してください。
- (9) 売れ残りに対する売上の補償はいたしません。

11. 飲食物を取り扱う場合の注意事項

- (1) 飲食物の販売において、出店者は草津市内での営業が可能となる食品衛生法等に関する関係法令等の定め及び業種別ガイドラインを遵守してください。
- (2) 販売品の製造において、出店者は、営業許可等を受けた施設において製造し、食品表示法により義務付けられている適正な表示をしてください。
- (3) 販売を予定している商品が販売可能か、**草津保健所 (Tel: 077-562-3526)**にご確認ください。
- (4) 食品表示法により義務付けられている原材料表示、製造者表示及び賞味期限を記載してください。
- (5) 食中毒が発生しないよう適切な温度管理を実施してください。販売品による第三者への食中

- 毒等による損害については、草津商工会議所は、一切の責任を負わないものとします。
- (6) 出店者が販売することができるものであり、出店者が自ら調理した飲食料品のものとします。
- (7) 現場での調理は禁止させていただきます。

12. 損害の賠償

販売品及び資材、当所備品などに生じた盗難、紛失、破損や出店者がブースを使用することにより発生した人的災害など、あらゆる原因から生じる損失又は損害については、直ちに草津商工会議所にその状況を報告し、出店者の責任において処理解決してください。

草津商工会議所は、一切の責任を負わないものとします。

なお、過失による事故に備え、損害賠償保険への加入を推奨します。

13. 開催の中止

荒天、事故、災害、その他やむを得ない理由により、開催を中止する場合があります。その際、出店者に生じた損害について草津商工会議所はその責任を負わないものとします。

開催の中止については、草津商工会議所 Facebook、Instagram にて発表します。

14. 留意事項

マルシェ終了後に草津商工会議所へ売上の報告および出店者アンケートの提出にご協力をお願いいたします。

15. 参加申込

別紙申込書および誓約書に必要事項をご記入の上、販売品の写真、営業許可証の写しを添付して F A X ・ メール のいずれかで下記のお申込先にご提出ください。

申込締切：令和8年4月22日（水）

※商品写真は、メールにてご提出ください。

16. お申込・お問合せ先

〒525-0032

草津市大路2丁目1-35 キラリエ草津3階

草津商工会議所 中小企業相談所 担当：阿部

TEL：077-564-5201 FAX：077-569-5692

メール：abe@kstcci.or.jp

